破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２３号

三重県鈴鹿市御薗町2325番地

債務者　市川ジェムこと　市川　元久

1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長尾　英介

4　破産債権の届出期間　平成28年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで

津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３１号

徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口87番地６、旧住所徳島県板野郡藍住町住吉字乾116番地の14

債務者　平岡　和美

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂村　隆明

4　破産債権の届出期間　平成28年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで

徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号

茨城県笠間市平町1720番９　マリーナスクエア204号室、住民票上の住所茨城県水戸市石川１丁目3858番地の１

債務者　市村　　泰

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　武藤英一郎

4　破産債権の届出期間　平成28年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午後１時10分

6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号

神奈川県小田原市浜町１丁目９番11号　ハイツアザレア201号、前住所神奈川県小田原市浜町１丁目５番35号―101号

債務者　鈴木　裕士

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲

4　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７５号

相模原市中央区水郷田名３丁目３番８―509号

債務者　潮田　　博

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伏木　壮太

4　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７７号

神奈川県厚木市愛甲３丁目23番15号　ハイツミヤ201、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目10番37―805号

債務者　相澤長一郎

1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　暁子

4　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９７号

愛知県西尾市川口町中切34番地10

債務者　東本　文治

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　増田乾太郎

4　破産債権の届出期間　平成28年４月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午後２時50分

6　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２０号

愛知県西尾市一色町中外沢壱町割41番地、前住所愛知県西尾市一色町開正末宝16番地18

債務者　小倉　清治

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗

4　破産債権の届出期間　平成28年４月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午後２時40分

6　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８４６号

東京都清瀬市上清戸１丁目５―20

債務者　横田　広輝

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　北畑　　亮

4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午後２時

6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１号

東京都東久留米市下里７丁目８―13―306

債務者　相原　秋晴

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　栗原　　稔

4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９号

東京都江東区北砂６丁目20―19―501

債務者　鎧塚眞太郎

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮口　裕幸

4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午後２時

6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１号

東京都台東区千束３丁目26―18―306

債務者　小笠原信行

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大植　幸平

4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７号

東京都江戸川区西小岩１丁目27―13―405

債務者　桜井　　勤

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀本　博靖

4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午後２時

6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８号

東京都墨田区本所４丁目11―７―404

債務者　齊藤　　誠

1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉伊　和則

4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで

東京地方裁判所民事第20部